

## 議 事 録

会議名	平成23年度第1回寒川町情報公開審査会 平成23年度第1回寒川町個人情報保護審査会		
日 時	平成23年8月9日(火) 10:30~12:00	開催形態	非公開
場 所	本庁舎3階 議会棟第1会議室		
出席者	委 員：片岡、清水、小沢、鶴園、浦 事務局：大久保(総務課長)、三橋(総務課主査)、吉田(総務課主任主事)		
議 題	①寒川町情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について (異議申立てに係る諮問) ②その他		
決定事項	なし		
議 事	別紙のとおり		
資 料	非公開		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	片岡 正昭 浦 芳久 (平成23年9月20日確定)		

## ① 情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について（異議申立てに係る諮問）

○事務局が、諮問の内容及び異議申立てに至る経緯の概略を説明。その後、各委員が意見や疑問点等を述べ、今後の審査の流れ及び方向性を確認した。  
(討議中、非公開決定となった公文書(以下「非公開文書」という。)を確認する必要が生じたため、実施機関に非公開文書の提示を求め、インカメラ審理を行った。)

### \* 異議申立人の主張に関して

申立人が求めている情報が何であるのか、公文書公開請求書からは読み取れず、意見書にも明確な記載はない。情報公開担当への質疑により「調査結果概況」という文書が該当し、そこに記載されている町全体の平均正答率等の情報を求めている旨の理解は得られたが、申立人に再度確認することとした。

### \* 実施機関(教育委員会学校教育課)の主張に関して

- ・実施機関の非公開決定通知書及び理由説明書では、非公開の理由が明確になっていない。教育活動上、公開することが好ましくないという実施機関の考えが先行し、情報公開条例に則した非公開決定の理由が不明瞭である。また、理由説明書中には、非公開決定にそぐわない記載もある。
- ・非公開文書に記載されている事項が公開されることにより、実施機関が非公開の根拠としている条例上の規定にどのように該当するのかが不明である。
- ・非公開文書を見る限りでは、実施機関が憂慮する教育上の問題が起こる可能性は非常に低いように思われる。
- ・現時点で本情報を公開している自治体は多数あるが、実施機関が憂慮するような問題が生じている実例を確認できない。

これらの意見や疑問点を確認するため、実施機関の説明を求めるとし、質疑等により実施機関の考えを再度確認することとした。

### \* 申立人の口頭意見陳述及び実施機関の説明は次回(第2回)に行うこととする。

日程については、8月の第2週とし、事務局で申立人及び実施機関と調整を行うこととする。

## ② その他

○平成22年12月24日付答申第7号の審査会意見(寒川町情報公開条例第22条第2項の規定に基づく意見)のうち、公文書の保存に関する意見に対する実施機関の措置状況について、事務局から概要を報告。

### \* 上記答申にある他意見(例規整備に関する意見)の進捗状況について質問あり。

→別の理由による例規整備の必要性も生じているため、併せて整備を図ることを検討中である旨、事務局が回答。

以 上。